

## 学校評価における第三者評価取扱要項

(目的)

第1条 ECEQ®実施要項第13条の定めにより、「幼稚園における学校評価ガイドライン(平成23年改訂)」に沿って、ECEQ®を学校評価における第三者評価としての各種取り扱いを定め、適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(第三者評価としての定義)

第2条 学校評価における第三者評価としての ECEQ®は次のとおり定義づけるものとする。

(1) 各 STEP の位置づけ

- ① STEP 1 園長等のトップリーダーによる自己評価
- ② STEP 2 現場の保育者等による自己評価
- ③ STEP 3 園長と保育者等による自己評価(STEP 1・2)を踏まえた第三者評価項目の設定
- ④ STEP 4 実施園が設定した第三者評価項目(STEP 3)を基にした公開保育と協議会の実施による第三者評価
- ⑤ STEP 5 第三者評価(STEP 4)で得られた内容の共有整理、学校運営の改善案の策定

(2) 評価者の位置づけ

STEP 4 の参加者が評価者として位置づく。

(第三者評価としての実施申請)

第3条 実施園は、ECEQ®実施要項第10条で規定された ECEQ®実施申請書の提出に加え、第三者評価に関する契約書(以下、契約書という)を当機構と取り交わすことにより、第三者評価としての実施申請を完了するものとする。

契約書は、原則、ECEQ®実施年度の前年度2月から当該年度5月末までに取り交わす。ただし、申し出により当該年度12月末までの契約日のものまでを有効とする。

(第三者評価としての実施報告)

第4条 ECEQ®コーディネーターは、ECEQ®実施要項第11条で規定された、ECEQ®コーディネーター報告書の作成及び提出に加え、第三者評価報告書(以下、報告書という)を作成し当機構に提出するものとする。

報告書の提出は、ECEQ®実施年度2月末までとする。

(報告書の交付)

第5条 当機構は、ECEQ®実施要項第12条で規定された、ECEQ®実施認定証に加え、報告書を交付するものとする。

実施園は、報告書をホームページ等に広く公開するものとする。

(費用)

第6条 実施園は、ECEQ®実施要項第14条で規定された、管理費の納入に加え、第三者評価報告書作成報酬（以下、報酬という）として、1万円を支払うものとする。

報酬は、当機構より ECEQ®コーディネーターに支払うものとする。

(事務)

第7条 当機構は、ECEQ®実施要項第18条で規定された、ECEQ®にかかる事務手続きに加え、第三者評価にかかる事務手続きの一部は各都道府県私立幼稚園団体がこれにあたる。

(加算及び補助金の取り扱い)

第8条 第三者評価の実施が、第三者評価受審加算、またはそれに相当する補助金の対象に該当するかに関しては、各自治体の判断によることとし、各自治体との調整及び確認は実施園が行う。

(補則)

第9条 この要項は、ECEQ®・評価チームが起案し、執行役員会の決定を経て変更することができる。